【別添1】

令和8年度11月～3月　部活動の活動方針

千葉市立　　若松中学校

校　長　名　　大堀　英洋

教　育　目　標	○学校教育目標である、「人間性豊かな心をもち、未来をたくましく生きる生徒の育成～「希望の登校、満足の下校」を目指して～」の具現化に向けて、生徒のよりよい心身の成長を目指した部活動運営を行う。 ○部活動は、生徒がスポーツや文化および芸術等に親しみ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。また、体力や技能の向上を図る以外にも、好ましい人間関係の形成や社会性・公共性を身につけるなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。 ○部活動を通して、生徒の思いや目標を尊重し、自主的・自治的な態度を育成し、達成感や成就感を味わわせることで、学校生活の充実を図る。また、部員や顧問、他校の生徒等と幅広く関わりをもつことで、精神面や社会性の成長へとつながり、学校教育目標に迫る活動が期待できる。
部　活　動　の 基　本　方　針	【指導の基本方針】 ○顧問は、担当する部の特性等を踏まえ、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を工夫する。 ○過度な練習や行き過ぎた指導にならないよう、日頃から十分注意するとともに、言葉の暴力を含む体罰の根絶を徹底する。 ○部活動の意義を十分に理解できるようにし、生徒の自主的な活動を支えていくように配慮する。 【活動時間について】※長期休業中も同等の扱いとする。 ○1日の活動時間は、平日は朝練習を含め、準備や片付けの時間を含めて2時間程度とする。 ○学校の休業日は準備及び片付けの時間を含めて、3時間程度とする。 ○週当たりの活動時間は、11時間程度の範囲内（朝練習や地域クラブの活動を含む）とする。 ○学期中は、週当たり2日以上の休養日を設けること、平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、大会等のために土曜日・日曜日、ともに活動した場合は、直近の平日を休養日とする。 ○日曜日に大会を控えている場合は、土曜日に活動を行ってもよい。その際、直近の平日を休養日とする。 ○生徒の学習時間の確保ができるよう、定期試験前5日間は部活動停止とする。ただし、直近に大会等がある場合は、学校長の許可を得て活動する場合もある。 ○生徒が十分な休養を取り、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、以下のオフシーズンを設ける。 　お盆期間中 　年末年始 ○市教研の日は活動を行わない。 ○運動を伴わない活動（見学等）については、管理職に相談することとする。 ○大会等の準備のため土曜日・日曜日に連日活動を行う場合には管理職に相談することとする。（1週間前） 【事故防止】 ○顧問は、指導にあたる際、けが・熱中症等の発生に十分注意し、生徒の安全・安心の確保を徹底する。また、けが等が発生した場合は、迅速かつ適切に保護者や医療機関と対応し、管理職・養護教諭への報告・相談を行う。 ○顧問は活動場所の管理を徹底し、異常がみられる場合は、すぐに管理職に伝達する。安全が確保されない場合は、活動を行わない。 ○校外で活動する場合は、原則公共交通機関を利用する。自転車の利用はしない。 【保護者との連携等】 ○顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、校長へ提出するとともに、生徒・保護者へ周知する。 ○顧問は、年度始めの保護者会等で、学校全体の目標や方針、各部の目標や方針、計画等について説明し、理解を得ながら活動する。 ○他校と合同チームを組む場合は、管理職に相談し、許可を仰いだうえで保護者にも周知する。